〃	第五十五回	三十三億八千七百八十八万円	三十三億八千十一万四千二百七十円		
〃	第五十六回	二十一億五千七百九十五万円	二十一億五千三百四万九千三百八十八円		
〃	第五十七回	百二億五千九百九万円	百二億三千四百十五万六千五百九十八円		
〃	第五十八回	百四十二億七千三百六十五万円	百四十二億四千三百一万八千六百二十八円		
〃	第六十回	百一万円	百万七千九百四十七円		
〃	第六十一回	千五百万円	千四百九十七万六千十四円		
〃	第六十三回	千五百万円	千四百九十七万八千三百三十四円		
〃	第六十四回	四百万円	三百九十九万四千四百一円		
〃	第六十五回	千五百万円	千四百九十八万三千六百五十三円		
〃	第六十七回	百万円	九十九万九千三百九十八円		
〃	第六十八回	百万円	九十九万九千五百八十円		
〃	第六十九回	五百万円	四百九十九万九千二十二円		
〃	第七十回	二億八千五十八万円	二億八千五十七万四千七百七十四円		
〃	第八百一回	七億七千二百十二万円	七億七千百十六万六千四百八十八円		
〃	第八百二回	二億五千六百五万円	二億五千五百六十九万二千九百八十七円		
〃	第八百三回	二億四千三百万円	二億四千二百九十万三千二百十六円		
〃	第八百四回	五億六千九百二十八万円	五億六千九百五万三千二百六十円		
合　計		千三百五十九億二千三百七十一万円	千三百五十六億五千八十五万九千九百三十六円		

○財務省農林水産省経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、平成二十年財務省農林水産省経済産業省告示第一号（株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

第四条の二及び第五条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六条第一項及び第二項中「前条」を「前二条」に改める。

○文部科学省告示第六十二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）及び学校教育法施行規則及び学位規則の一部を改正する省令（平成二十八年文部科学省令第十号）の施行に伴い、及び関係省令の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第一条　大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十号ロ中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第二条　短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十号ロ中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

（学位規則第六条第一項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学力がある者を定める件の一部改正）

第三条　学位規則第六条第一項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学力がある者を定める件（平成三年文部省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

件名及び前文中「第六条第一項第三号」を「第六条第一項第五号」に、「及び第二号」を「から第四号まで」に改める。

（高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件の一部改正）

第四条　高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。